

華族世襲財產法を廢止する法律案委員會會議錄(速記)第二回

付託議案

華族世襲財產法を廢止する法律案
(政府提出、貴族院送付)(第三號)
請願法案(政府提出、貴族院送付)
(第四號)

昭和二十二年三月三日(月曜日)午前
十時五十分開議

出席委員

委員長 武藤 嘉一君

理事 上林山榮吉君 理事 淺沼稻次郎君

磯崎 貞序君 小川原政信君

菅原 エン君 棚橋 小虎君

大橋 喜美君 原 國君

田中 たつ君

出席國務大臣

國務大臣 金澤德次郎君

出席政府委員

法制局長官 入江 俊郎君
法制局次長 佐藤 達夫君

本日の會議に付した議案

華族世襲財產法を廢止する法律案
(政府提出、貴族院送付)

請願法案(政府提出、貴族院送付)

○武藤委員長 これより開會いたします。

○武藤委員長 御出席が非常に少いですが、都合によりまして午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時二十六分開議

○武藤委員長 休憩前に引き続きましてこれより會議を開きます。華族世襲財產法を廢止する法律案及び請願法案を一括議題として、これより質疑を行います。浅沼稻次郎君。

○淺沼委員 只今議題になつております請願法案及び華族世襲財產法を廢止する法律案、この案の内容そのものではないのでありますが、いずれにいたしましても法律案が可決になりますと、法律案を運用してまいります。この行政機構並びに運営する人、これらの問題に關連をして少しお伺いしたいのであります。この前の議會におきまして内閣法が可決になつておるのでありますが、内閣法をわれ／＼議員にありまして、内閣法を審議するに際して、内閣法を審議するにあつては必然的に中央の行政機構は一體どうなるか。さらに行政機構において働かざる官吏制度は一體どうなるか。いわば中央行政官廳法並びに官吏法といふものが併せて審議されなければ、内閣法を審議しても徹底を期するわけに行かない。こういうような意味合いで、そういう希望もつけて、實は内閣法を通してあるのであります。ところが今度の議會のもつ意義を私も考えて見ますならば一面におきまして五月三日から施行されますところの憲法の實施を前にいたしまして憲法附屬のあらゆる法典を整備していかなければならない。そういう意味合いよりいたしまして只今議題となつておるものもそれ／＼整備の一つといたしまして、案が提案されていることであらうと思つてあります。しかしこれらを運用する機構は一體どうなるか。さらには官吏の制度はどうなるか。ということについて、政府は議會に何ら提案をされておられないのであります。

す。當然今度の議會に私も提案されるであらうと確認しておつたのであります。現に未だに中央行政官廳法もさらに公民法というようなものも、提案されておられません。そこで私の大臣にお伺いしたいと思いますことは、これらの法案は今度の議會に提案されるのであるかどうかということ。これは他の各官廳におきまして附屬法のこと、同様であらうと思つてあります。私は中央行政官廳法並びに公民法といふものが非常に重大性をもつものだと考へるのであります。議會の審議期間も大分少なくなつておるのであります。はたして提案されるかどうかということをお伺いしたいと思つております。

○金澤國務大臣 お尋ねの點はまことに御もつともなことを考へております。當初、この前の憲法及び内閣法のときは、憲法が施行されます前に行政官廳法も相當緻密なものをつくります。官吏法につきましても體系の一應整つたものを整備いたしました。議會に提出したいと考へて、その方向において相當研究を進めておつたわけでありました。ところがいろいろ情勢が、私どもの計畫に支障を生ぜしめるものがありまして、今仰せになりましたように、議會の會期等の期間の様子も考へなければならぬし、各方面の影響も考へなければならぬし、只今の計畫をいたしましては、行政官廳に關します法律案は、比較的簡單なものをつくりまして、議會の協賛を仰ぎたいと考へております。簡單なものとして申しますのは、當初考へておりましたような周到なものをのつくり出すためには、思ひのほか時間がかかりますので、この際は現在の姿をできるだけ尊重いたしまして、議會の御審議等の都合を考慮して、きわめて簡素なものに止めたわけでありました。また官吏法につきましては、これはどうしても本格的につくりあげなければならぬものでありますけれども、今も申しましたようにあらかた體系をなしておるものを、この議會に提出する豫想でおります。これは見合せておつた今根本的な研究を内閣の行政調査部でやつております。またそれに對しましてはひとわり／＼考へるばかりではない。もつとほかに考へられておるような點も、参考とすることがよくあると存じまして、できるだけ早く案をまとめまして、今議會は間に合いませんけれども、適當な機會になるべく早く議會の協賛を仰ぎたいと思つておるわけでありました。一口に申しますれば、當初の私どもの計畫から申しますと、まことに残念ではありますけれども、大體必要な程度に止めておつたものであります。從つてそういうふうなものは、新憲法の發足と同時に、新たな基礎の上に立たなければならぬと思つてあります。その點ははなはだ遺憾に存するのであります。

○淺沼委員 大體了承することができ

るのであります。この前の議會に

おける植原國務大臣の答辭に、今度の議會には必ず中央行政官廳法並びに官吏法を申し上げましか公務員法と申し上げましか、出すということを言明されておつたのであります。只今金澤國務大臣のお話を伺いますと、中央行政官廳法については、現在あるがままの姿を大體法律に現わすという程度のもので提出したい。さらに官吏法については、まだその域に達しておらない。政府の御都合のあるところ、い

ろ／＼／＼の關係筋と相談をされたいということも、私どもにはよく承

でるのであります。しかし實際に

新憲法のもとに行政を運用していくといふことになりますれば、その根本

でありますところの行政機構といふものは、一體どういふ機構になるのかといふことがはつきりし、なおこれには

幾多改革しなければならぬものが、多量にあると思つてあります。いわば

今の議會が大體において、非常な變質をするわけでありまして、しかし行政官廳に關する限りにおきましては、い

わゆる官制並びに勅令において決定を受けて、議會がこれに參與することができなかつたのでありますから、自然

官僚側と言つては語弊があるかもしれ

ませんが、行政を掌つておる側に、有

利なものが出ておつた、私どもは

思ふのであります。從つてそういうよ

うなものは、新憲法の發足と同時に、

新たな基礎の上に立たなければなら

ぬと思つてあります。その點はは

なはだ遺憾に存するのであります。

第六類第二號 華族世襲財產法を廢止する法律案委員會會議錄 第二回 昭和二十二年三月三日

三

いろ／＼な都合で出されないと云われ
ますれば、これ以上話を申し上げても
いかかかと存するのであります。これ
に關連してさらに一つお伺いした
いところは、これらの二つの行政官廳
並びに官吏に關することは別として、
他の憲法附屬の法典は、どの程度のも
のが出てまいるのでありましようか。
大體出るであらうと豫想される法案に
ついて御發表願えれば、非常に幸甚だ
と思ひます。

○金森國務大臣 前の行政官廳法の部
分から、もう一遍申し上げるが、
まつたく私もお説の通りと思つてお
りまして、今までは行政機構につきま
して、議會の發言の餘地が非常に少かつ
たということが、日本の行政機構の進
歩發達に多くの思ひしからざる結果を
生じているということは、認めざるを
得ないと思つております。この點は今
御注意をいただきました。私どももそ
の線に沿つて考へておりますので、
現在内閣の行政調査部におきまして、
初めから計算して大よそ一年半ばかり
の計畫をもつて必ず立派な案をつく
る。こういう考へをもつて進行いたし
ております。官吏法のこと、これは
また一層困難な問題でありまして、日
本の官吏制度は、悪く申しますと、徳
川時代からのなごりを帯びているよう
な點もありますし、それにまた世界的
なる官吏制度を本としたといふといふ
でなくて、世界のある一部分の官吏制
度に、非常に基準をおいていふといふ
ような傾もありまして、言い過ぎるか
もしれませんが、相當偏狹なる感じを
もつような點もございまして、この
點はやはり根本的な規定を定めるこ
とが適當と思つております。しかしな

かなか思ふようにまいりませんのでお
しかりを受けましたが、とにかくその
線に沿つて研究をいたしてあります。
それから憲法に基きます法律につき
ましては、これは憲法が實施されま
すためにどうあつても出さなければ
ならぬ。もしこれを出さなければせつ
かく憲法が行われるといふことにな
りまして、すぐ手をつくといふ場面に
なるわけでありまして、時間の關係等
がありまして、がまんのできるものは
この際見合わせるということにいたし
まして、まずどうしても考へなければ
なりませんが、これは裁判所の機構に關
する問題であります。裁判所に關しま
する點は、今回の憲法において根本的
に補正をされておりますので、このた
めに必要な一團の法律と申しますか、
裁判所、檢察官廳といふようなもの
に關係いたしましての系統的な法律の一
團は、どうしても、必要だろつと思つ
ております。それからまた、國の豫算
に關します基本法、すなわち財政法
といふ名前をもつて今研究を進めてお
ります。それができまじせん限り
は、今後新しい議會ができましたも、
非常に手をつくようなことになりま
すので、これもやはり出したといふ
うに考へております。なお皇室に關
する若干の法律、それはこの前皇室
經濟法の御協賛を得ましたが、あれに
基きましていろ／＼また別の法律で金
額をきめなければならぬといふ問題が
ありまして、これも出ませんければ、
憲法施行のあとの事務の上に支障を生
ずると思つております。そんなふう
に考へましてな一つ／＼あげていきま
すといふこともあります。たとえば宮内
府の官制といふようなもの、何か出

ないと工合が悪いもののように思つて
おります。それから一團のものを考へて
おります。しかしこれはいろ／＼考慮
すべき點もありますので、今日どこま
でといふ數を申し上げるわけに参りま
せんけれども、數件提出したいとい
うふうにも考へておる次第であります。
○淺沼委員 大體了承できたのであり
ますが、二、三十件出てくるような御
言明でありますけれども、しかし議會
の會期といふものはもう三分の二を經
過して、残す三分の一にも大分食いこ
んできておるのであります。しかし
豫算の審議に關しまして、議院法の
規定の期限といふものは實際はなくな
つておるような状態でありまして、こ
れに關連して審議權の問題で伺つてお
きたいと思つてあります。政府は今回
の議會に對しまして、當然休會明けの
一月二十一日には、豫算案を提出しな
ければならない責任があつたと思つて
あります。しかし豫算案は提出にな
らないで、事實その日は院議をもつて
開會すべき決定があつたのであります
が、議長は權限で本會議が開かれま
せんで、結局二月の十四日に延びたわ
けであります。これは二月十四日から三
月の二十七日まで、ちやうど議院法規
定の四十日間を残して、十四日に本會
議が開かれたことだろつと思つてあり
ますが、たゞ／＼そこには會計法の
一部特例に關する法律案が出てまい
まして、豫算案は上程にならぬ。豫算案
が出てまいりましたのは三月一日に議
場に出たといふことになつておるので
あります。従ひまして政府みづからが、
議院法の規定でありますところの審議
期間といふものを否定した形が現われ
ておる。政府みづから法律を抑えた

という形が現われてきておるのでありま
して、議會運用の上から言いますと、
非常に私は遺憾に考へておるのであり
ます。この點については本會議の席上
で、大藏大臣が審議のことについては
相談すると言われているのであります
が、われ／＼の側から言へば、相談を
される筋合ではないのであります。審
議期間を決定するのは議員自身の問題
であるのであります。しかし日本
置かれておりますいろ／＼な立場を考
慮いたしまして、どういふ工合に處理
していくかといふことは、議員自身で
決定していかなければならぬ問題であ
ると私は思ふのであります。豫算はか
りではない、他の法案も三十數件のも
のが出てまいりまして、これを十分
審議ができな。審議をしようと思つ
れば必然會期の延長といふことが考へ
られる。豫算案の審議だけでも、議院法
の示す通りにしてまいりますならば、
三月一ぱいでは終らないで、四月にま
たやることにならうと思ひます。しか
し今までの會期が延長になつた慣例等
を調べてみますならば、年度が變つて
會期が延長になつたといふことはな
いのであります。そうなりますと、自然
三月一ぱいまでしか會期は延長されな
い。延長されないといふことになりま
すならば、自然審議期間が足りないとい
ふ結果にならうと思つてあります。こ
ういふ結果はもと議院法の規定の通り議員
が政府はもと議院法の規定の通り議員
がやるということになりますならば、
會期は四月にまたがつても延長される
といふことを豫想されて、こつちうい
うな法律提案の處置をとられておるの
であります。この點を私は實は
伺つておきたいと思つてあります。
従ひまして、政府は四月二十五日に衆

議院議員の選舉を行うといふことにな
ります。そのことは同時に今の審
議權の問題に關連して延長されなけれ
ばならない結果にならうと思つてあり
ますが、そういうことに對する政府
の御見解を私は伺つておきたいのであ
ります。
○金森國務大臣 お尋ねといふより
も、むしろ御詰問の點は、實際これが
普通の場合でありますれば、政府とし
ては立場が消滅するくらい大きな問
題と考へております。ただ政府として
は最善の努力をしたと、申しまして、
それは口さきのことには過ぎないとい
う御非難があるかも知れませんが、實際
與えられた状況におきまして、思ひぬ
支障が續々と出てきましたためにこん
なことになると思つたのでありま
す。その結果といたしまして、今お指
摘になりましたように、豫算は、議院法
の豫想してあります委員會の會期を衆
議院と貴族院と二つ連ねますれば、と
ても所定の時期までに豫算の審議期間
があるわけはございせん。どうもか
ような變態の場合になつておりますの
で、お互いに努力してそして、私どもの
立場としては、ただ議會側のお協力を
お願いをするといふよりほかに、今の
ところ行き途がなくなつておるわけ
であります。しかし法律等の關係にお
きましては、これは豫算と違ひまして、
普通であれば四月にわたつて延ばしま
しても、今までの先例はございませ
んけれども、今までは豫算のことを考
へて、四月にわたつて延ばしたといふ
ことはありませんでしたが、しかし憲
法からいいますれば、延ばし得るわけ
でございまして、私どもの初めからの
考へから言へば、少しは延ばし得ると

いう氣持はもつておりました。けれど、これも諸般の状況から、延ばし得ない状況になつております。それで理窟抜きにして、政府では一生懸命法律を出す。そうしてこれが避くべからざる範圍のものにつきましては、議會において十分御好意をもつてやつていただく。こういうことを考えるよりほか、今のところ途がないのであります。万一それがうまく行かなかつたらどうするかというのを今考えている餘裕がないのであります。どうぞ御諒承願いたいと存じております。

○淺沼委員 よく了承いたしました。

これ以上お聴きいたしましたも無駄であり、問題の重點である法案の内容について質問するのが當然だと考えまして、あまり派生的にいろいろなことを聴くのもいかかと思ひます。それから私の質問は打ち切ります。ただ政府におかれましては、他のいろんな憲法附屬の法典のことあると思ひますが、殊に内閣で憲法附屬の法典の關係を擔當せられております金森國務大臣といたしましては、ぜひとも私どもは中央行政官廳法さらには官吏法、こういうようなものは、なるべく早く出していただいて、議會は變るが官廳の方は變らぬ。さらに官吏の制度もそう變らないという印象を國民に與えないようにしていただくことが、何でもすべて變るのだというような形を現わしてくださることが、一番いい姿ではなからうかと存じて、今いろいろなこととお聴きすると同時に、希望を申し上げたのでございますから、ぜひそういうような處置をとられていただきたいと思ふわけでありまして、以上で打ち切ります。

○武藤委員長 これにて質疑は終局いたしました。引續き討論に移りたいと思ひます。磯崎貞序君。

○磯崎委員 ただいま提案せられております二つの議案に對しまして、日本自由黨を代表いたしました原案に賛成いたします。

○淺沼委員 私は日本社會黨を代表いたしました。ただいま議題に供せられております華族世襲財産法を廢止する法律案並びに請願法案について政府原案に賛成いたします。

○田中(左)委員 私は國民黨を代表いたしました。政府の原案に賛成いたします。

○大橋委員 私は協同國民黨を代表いたしました。政府の原案に賛成いたします。

○武藤委員長 これにて討論は終結いたしました。採決を行います。まず華族世襲財産法を廢止する法律案について採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○武藤委員長 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

○武藤委員長 次に請願法案について採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○武藤委員長 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

これにて本委員會における議事は全部終了いたしました。はなはだ不慣れで、まことに未熟であります。が、兩法案が無事に通過いたしましたことを厚く御禮申し上げます。

午後一時五十四分散會

昭和二十二年三月十七日印刷

昭和二十二年三月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局